

各位

会社名 株式会社ジェイグループホールディングス
 (コード番号 3063 : 東証グロース)
 本社所在地 名古屋市中区栄三丁目4番28号
 代表者 代表取締役社長 中川 晃成
 問合せ先 取締役副社長 林 芳郎
 電話番号 (052) 243-0026 (代表)
 (URL <http://www.jgroup.jp/>)

定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更について2023年5月30日開催予定の第22回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

- (1) 監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、また、資本構成の偏りを是正し、財務体質の健全化を図るとともに、早期に復配できる体制を実現するため、会社法第452条及び第459条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより繰越損失を填補し、繰越損失を解消するよう、変更案第43条（剰余金の配当等の決定機関）の新設をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

3. (下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人 および その事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載ま	(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人 および <u>及び</u> その事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、

たは記録、その他株式並びに新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人において取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(A種優先配当金の除斥期間)

第 11 条の 9 第 46 条の規定は、A種優先配当金の支払いについて、これを準用する。

(B種優先配当金)

第 11 条の 10 当社は、第 44 条第 1 項の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された B 種種類株式を有する株主（以下「B 種種類株主」という。）または B 種種類株式の登録株式質権者（以下「B 種種類登録株式質権者」といい、B 種種類株主と併せて「B 種種類株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主等及び A 種種類株主等に先立ち、B 種優先配当金として、B 種種類株式 1 株につき、B 種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払 B 種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率 4.0% を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が B 種種類株式に係る払込期日（以下「B 種払込期日」という。）と同一の事業年度に属する場合は、B 種払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日として日割計算により算出される金額（以下「B 種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の

その他株式並びに新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人において取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(A種優先配当金の除斥期間)

第 11 条の 9 第 42 条の規定は、A種優先配当金の支払いについて、これを準用する。

(B種優先配当金)

第 11 条の 10 当社は、第 40 条第 1 項の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された B 種種類株式を有する株主（以下「B 種種類株主」という。）または B 種種類株式の登録株式質権者（以下「B 種種類登録株式質権者」といい、B 種種類株主と併せて「B 種種類株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主等及び A 種種類株主等に先立ち、B 種優先配当金として、B 種種類株式 1 株につき、B 種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払 B 種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率 4.0% を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が B 種種類株式に係る払込期日（以下「B 種払込期日」という。）と同一の事業年度に属する場合は、B 種払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日として日割計算により算出される金額（以下「B 種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事

<p>属する事業年度において、第 11 条の 11 に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、B種優先配当金に、B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2 ある事業年度において、B種種類株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るB種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払B種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。</p> <p>3 当社は、B種種類株主等に対して、B種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。</p>	<p>業年度において、第 11 条の 11 に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、B種優先配当金に、B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2 ある事業年度において、B種種類株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るB種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払B種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。</p> <p>3 当社は、B種種類株主等に対して、B種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。</p>
<p>(B種期中優先配当金)</p> <p>第 11 条の 11 当社は、第 44 条第 2 項及び第 45 条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株主等に対して、普通株主等及びA種種類株主等に先立ち、B種種類株式1株につき、B種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率 4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日がB種払込期日と同一の事業年度に属する場合は、B種払込期日）（同日を含む。）から当該期中配</p>	<p>(B種期中優先配当金)</p> <p>第 11 条の 11 当社は、第 40 条第 2 項及び第 41 条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株主等に対して、普通株主等及びA種種類株主等に先立ち、B種種類株式1株につき、B種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率 4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日がB種払込期日と同一の事業年度に属する場合は、B種払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実</p>

当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365 日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「B 種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定める B 種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社が B 種種類株式を取得した場合、当該 B 種種類株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。なお、B 種期中優先配当金に、B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役は 9 名以内とする。

(新設)

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任

日数につき、365 日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「B 種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定める B 種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社が B 種種類株式を取得した場合、当該 B 種種類株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。なお、B 種期中優先配当金に、B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 9 名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそ

<p>する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。</p> <p>3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 増員により、または補欠として選任された</u>取締役の任期は、<u>他の</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p><u>れ以外の</u>取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。</p> <p>3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された<u>監査等委員である</u>取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>
---	---

<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外とを区別して、それぞれ株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p>第 30 条 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日</u></p> <p><u>前までに各監査等委員に対して発す</u></p> <p><u>る。ただし、緊急の必要があるとき</u></p> <p><u>は、この期間を短縮することができ</u></p> <p><u>る。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、</u></p> <p><u>招集の手続を経ないで監査等委員会を</u></p> <p><u>開くことが出来る。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過</u></p> <p><u>半数が出席し、出席した監査等委員の過</u></p> <p><u>半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令また</u></p> <p><u>は定款に定めるもののほか、監査等委員</u></p> <p><u>会において定める監査等委員会規程によ</u></p> <p><u>る。</u></p>
<p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p> <p><u>第 29 条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p><u>第 30 条 当社の監査役は 3 名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任</u></p> <p><u>する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使す</u></p> <p><u>ることができる株主の議決権の 3 分の</u></p> <p><u>1 以上を有する株主が出席し、その議</u></p> <p><u>決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p>第 32 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3 <u>会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	

<p>第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 39 条～第 41 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p>	<p>第 35 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第 43 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p>
<p>(期末配当金)</p>	<p>第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。</p>
<p>第 44 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>2 前項の規定のほか、当社は、株主総会の決議によって、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期中配当金」という。）をすることができる。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第 41 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>2 前項の規定のほか、当社は、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期中配当金」という。）をすることができる。</p>

<p>第 45 条～第 46 条 (条文省略)</p> <p>以上、上記は当会社の定款である。</p> <p>附則 (新設)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>現行定款第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案第 13 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を変更する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行日である 2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 13 条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>現行定款第 13 条の表示 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 13 条 <u>当社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定</u></p>	<p>第 42 条～第 43 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>附則</p> <p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 22 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	--

<p><u>めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	
--	--

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 : 2023 年 5 月 30 日

定款変更の効力発生予定日 : 2023 年 5 月 30 日

以上